

(三十五) 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第四十九条 条第一項（測量士及び測量士補の登録）の測量士又は測量士補の登録 イ 測量士の登録 ロ 測量士補の登録	登録件数	一件につき三万円 一件につき一万五千円
三十三 認定個人情報保護団体の認定 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十七条第一項（認定）の認定個人情報保護団体の認定	認定件数	一件につき九万円
三十四 警備員等に係る登録講習機関の登録 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

三十五 銀行等の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可若しくは登録又は銀行持株会社等に係る認可

(一) 銀行（長期信用銀行を含む。(二)において同じ。）及び銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第一項（外国銀行の免許等）に規定する外国銀行の営業の免許	免許件数	一件につき十五万円
(二) 銀行に係る法令の規定による次に掲げる認可 イ 銀行の外国における支店の設置の認可	支店の数	一箇所につき十五万円
ロ 銀行の外国における支店以外の営業所の設置又は外国における支店以外の営業所の支店への変更の認可（臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。）	営業所の数	一箇所につき九万円

ハ 銀行の外国における業務の委託契約の締結に係る認可	認可件数	一件につき九万円
（三） 銀行法第四十七条の二（従たる外国銀行支店の設置等）の規定による次に掲げる認可		
イ 銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行の支店の設置の認可	支店の数	一箇所につき十五万円
ロ 銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可（臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。）	営業所の数	一箇所につき九万円
（四） 信用金庫の事業の免許	免許件数	一件につき十五万円
（五） 信用金庫の従たる事務所の設置に係る定款変更の認可	事務所の数	一箇所につき九万円
（六） 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年	転換の件数	一件につき十五万円

法律第八十六号) 第六条第一項(認可)の規定による転換(当該転換後の法人が労働金庫又は信用協同組合であるものを除く。)の認可

(七) 証券取引法第六十五条の二第一項(金融機関の証券業務の営業の登録等)の規定による営業の登録
登録件数

一件につき十五万円

(八) 証券取引法第六十五条の二第三項(金融機関の証券業務の営業の登録等)の規定による営業の認可
認可件数

一件につき十五万円

(九) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号) 第一条第一項(信託業務の兼営の認可)の規定による営業の認可
認可件数

一件につき十五万円

(十) 銀行法第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書(銀行持株会社に係る認可等)の認可
認可件数

一件につき十五万円

(十一) 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号) 第
認可件数

一件につき十五万円

十六条の二の四第一項又は第三項ただし書（長期信用銀行持株会社に係る認可等）の認可

三十六 金融機関の代理業の許可

(一) 銀行法第五十二条の三十六第一項（許可）の銀行代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
(二) 長期信用銀行法第十六条の五第一項（長期信用銀行代理業の許可）の長期信用銀行代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
(三) 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八条の二第二項（許可）の信用金庫代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
(四) 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十九条の三第一項（許可）の労働金庫代理業の許可	許可件数	一件につき九万円
(五) 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の三第一項（信用協同組合代	許可件数	一件につき九万円

理業の許可)の信用協同組合代理業の許可

三十七 保険会社等の事業等に係る免許、登録若しくは認可、保険仲立人若しくは特定保険募集人の登録又は保険持株会社に係る認可

(注) 保険業法第二百七十六条(登録)の特定保険募集人の登録を受けている者(当該登録に係る同法第二条第二十四項(定義)に規定する所属保険会社等から委託を受けていない者に限る。)が、当該所属保険会社等から委託を受けたことに伴い同法第二百八十条第一項第一号(変更等の届出等)の規定による届出をした場合における同条第二項の規定による登録は、新たな同法第二百七十六条の特定保険募集人の登録とみなす。

(一) 保険業法第三条第一項(免許)、第百八十五条第一項(免許)又は第二百十九条第一項(免許)の規定による保険業の新規免許	免許件数	一件につき十五万円
(二) 保険業法第二百七十二條第一項(登録)の少額短期保険業者の登録	登録件数	一件につき十五万円

(三) 保険業法第二百八十六条（登録）の保険仲立人の登録 (四) 保険業法第二百七十六条の特定保険募集人の登録（同法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等から委託（一時的な必要に基づき期限を付して行われる委託で財務省令で定めるものを除く。）を受けた者に係るものに限る。） (五) 保険業法第九十九条第七項（業務の範囲等）の保険金信託業務の認可	登録件数	一件につき九万円
(六) 保険業法第二百七十一条の十八第一項又は第三項ただし書（保険持株会社に係る認可等）の認可	認可件数	一件につき十五万円
三十八 信託会社若しくは外国信託会社の信託業の免許若しくは登録又は特定大学技術移転事業承認事業者、信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者の登録		
(一) 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条（免	免許件数	一件につき十五万円

許)又は第五十三条第一項(免許)の規定による信託業 の免許		
(二) 信託業法第七条第一項(登録)の管理型信託会社の登 録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき十五万円
(三) 信託業法第五十四条第一項(登録)の管理型外国信託 会社の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき十五万円
(四) 信託業法第五十二条第一項(特定大学技術移転事業に 係る信託についての特例)の特定大学技術移転事業承認 事業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
(五) 信託業法第六十七条第一項(登録)の信託契約代理店 の登録	登録件数	一件につき九万円
(六) 信託業法第八十六条第一項(登録)の信託受益権販売 業者の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円

三十九 担保附社債に関する信託事業の免許

担保附社債信託法第五条第一項（免許）の担保附社債に関する信託事業の免許	免許件数	一件につき十五万円
-------------------------------------	------	-----------

四十 有価証券市場の開設の免許、組織変更の認可、店頭売買有価証券市場の開設の認可、外国市場取引の認可又は証券取引所持株会社に係る認可

(一) 証券取引法第八十条第一項（免許）の規定による有価証券市場の開設の免許	免許件数	一件につき十五万円
(二) 証券取引法第一百一条の十一第一項（組織変更の認可）の規定による組織変更の認可	認可件数	一件につき十五万円
(三) 証券取引法第七十六条（認可）の店頭売買有価証券市場の開設の認可	認可件数	一件につき十五万円
(四) 証券取引法第一百五十五条第一項（認可）の規定による外国市場取引の認可	認可件数	一件につき十五万円

(五) 証券取引法第百六条の十第一項又は第三項ただし書 (証券取引所持株会社に係る認可等) の認可	認可件数	一件につき十五万円
四十一 証券会社、外国証券会社、外国証券業者、証券仲介業者、有価証券債務引受業又は投資信託委託業者の登録、許可、免許又は認可		
(一) 証券会社の営業の登録又は外国証券会社の支店の営業の登録	登録件数	一件につき十五万円
(二) 証券会社の証券取引法第二十九条第一項(元引受業務等の営業の認可)の規定による営業の認可又は外国証券会社の外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第七条第一項(元引受業務等の営業の認可)の規定による営業の認可	認可件数	一件につき十五万円
(三) 外国証券業者の外国証券業者に関する法律第十三条第一項(引受業務の一部の許可)の規定による許可	許可件数	一件につき九万円

(四) 外国証券業者の外国証券業者に関する法律第十三条の二第一項（取引所取引の許可）の規定による許可	許可件数	一件につき十五万円
(五) 証券仲介業者の証券取引法第六十六条の二（証券仲介業の登録）の規定による登録	登録件数	一件につき九万円
(六) 証券取引法第一百五十六条の二（免許）の有価証券債務引受業の免許	免許件数	一件につき十五万円
(七) 投資信託委託業者の投資信託及び投資法人に関する法律第六条（認可）の規定による認可	認可件数	一件につき十五万円
四十二 金融先物市場の開設の免許、組織変更の認可、外国市場取引の認可又は金融先物取引所持株会社に係る認可		
(一) 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第三条（免許）の規定による金融先物市場の開設の免許	免許件数	一件につき十五万円
(二) 金融先物取引法第三十四条の十四第一項（組織変更の	認可件数	一件につき十五万円

認可)の規定による組織変更の認可		
(三) 金融先物取引法第五十五条の二第二項(認可)の規定による外国市場取引の認可	認可件数	一件につき十五万円
(四) 金融先物取引法第三十四条の三十四第一項又は第三項ただし書(認可等)の認可	認可件数	一件につき十五万円
四十三 金融先物取引業者の登録又は金融先物債務引受業の免許		
(一) 金融先物取引法第五十六条(登録)の金融先物取引業者の登録	登録件数	一件につき十五万円
(二) 金融先物取引法第一百五条(免許)の金融先物債務引受業の免許	免許件数	一件につき十五万円
四十四 証券金融会社の営業の免許		
証券取引法第一百五十六条の二十四第一項(免許)の証券金融会社の営業の免許	免許件数	一件につき十五万円

四十五 特定金融会社等の登録		
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律 (平成十一年法律第三十二号) 第三条(登録)の特定金融 会社等の登録	登録件数	一件につき十五万円
四十六 貸金業者の登録		
貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二 号)第三条第一項(登録)の内閣総理大臣がする貸金業者 の登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき十五万円
四十七 無尽業の免許又は無尽会社の出張所等の設置の認可		
(一) 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)第三条第一項 (免許)の無尽業の免許	免許件数	一件につき十五万円
(二) 無尽業法第八条第三号(認可)の無尽会社の出張所又 は代理店の設置の認可	出張所又は代 理店の数	一箇所につき九万円

四十八 抵当証券業者の登録

抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）第三条（登録）の抵当証券業者の登録

登録件数

一件につき十五万円

四十九 前払式証票の第三者型発行者の登録

前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）第六条（登録）の第三者型発行者の登録

登録件数

一件につき十五万円

五十 投資顧問業者の登録又は投資一任契約に係る業務の認可

(一) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第四条（登録）の規定による投資顧問業者の登録

登録件数

一件につき九万円

(二) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二十四条第一項（認可）の規定による投資一任契約に係る

認可件数

一件につき十五万円

業務の認可

五十一	電気通信事業者の登録又は端末機器に係る登録認定機関の登録		
	(一) 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条（電気通信事業の登録）の電気通信事業者の登録又は同法第十三条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第十條第一項第二号（電気通信事業の登録）の業務区域の増加に係るものに限る。）	登録件数	一件につき十五万円
	(二) 電気通信事業法第八十六條第一項（登録認定機関の登録）の登録認定機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
五十二	特定電子メール等に係る登録送信適正化機関の登録		
	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第十四條第一項（登録送信適正化機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
五十三	電子署名に係る認定認証事業者又は認定外国認証事業者の認定		

(一) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第四条第一項（認定）の認定認証事業者の認定（更新の認定を除く。） (二) 電子署名及び認証業務に関する法律第十五条第一項（認定）の認定外国認証事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数	一件につき九万円
五十四 無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る点検事業者若しくは外国点検事業者の登録、特定無線設備に係る登録証明機関の登録若しくは周波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録	無線局の数	一局につき三万円
(一) 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条（無線局の開設）の無線局の免許（再免許及び同法第五条第二項第一号（欠格事由）に規定する実験無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。）	無線局の数	（電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五

(二) 電波法第二十七条の十八第一項（登録）の無線局の登録（再登録その他政令で定める登録を除く。）	無線局の数	一局につき三万円
(三) 電波法第二十四条の二第一項（点検事業者の登録）の無線設備等の点検に係る事業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(四) 電波法第二十四条の十三第一項（外国点検事業者の登録）の外国における無線設備等の点検に係る事業者の登録	登録件数	一件につき九万円
(五) 電波法第三十八条の二第一項（登録証明機関の登録）の登録証明機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(六) 電波法第七十一条の三の二第一項（登録周波数終了対策機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

五十五 委託放送事業者の認定

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の十三
 三第一項（認定）の委託放送事業者の認定（更新の認定を
 除く。）

認定件数

一件につき九万円

五十六 電気通信役務利用放送事業者の登録

電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第
 三条第一項（登録）の電気通信役務利用放送事業者の登録
 又は同法第六条第一項（変更登録等）の変更登録（同法第
 三条第二項第二号の電気通信役務利用放送の種類増加に
 係るもの又は同項第四号の業務区域の増加に係るもの（こ
 れらの登録を受けている業務区域の属する都道府県におけ
 る業務区域の増加に係るものを除く。）に限る。）

登録件数

一件につき十五万円

五十七 有線放送電話業務の許可又は業務区域の拡張の許可

有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二
 許可件数

一件につき九万円

号) 第三条 (業務の許可) の有線放送電話業務の許可又は同法第五条第二項 (業務区域) の業務区域の拡張の許可		
五十八 有線テレビジョン放送業務に係る放送施設の設置の許可 有線テレビジョン放送法 (昭和四十七年法律第百十四号) 第三条第一項 (施設の許可) の規定による有線テレビジョン放送施設の設置の許可	許可件数	一件につき十五万円
五十九 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可 (一) 民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成十四年法律第九十九号) 第六条 (事業の許可) の一般信書便事業の許可 (二) 民間事業者による信書の送達に関する法律第二十九条 (事業の許可) の特定信書便事業の許可	許可件数	一件につき九万円
六十 消防の設備等に係る登録検定機関の登録	許可件数	一件につき三万円

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の二第二項（登録検定機関の登録）又は第二十一条の三第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき十五万円
六十一 債権管理回収業の許可 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第三条（債権管理回収業の許可）の債権管理回収業の許可	許可件数	一件につき十五万円
六十二 特定行刑施設に係る事業者の登録 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十条第一項（特定行刑施設に係る事業者の登録）の登録	登録件数	一件につき十五万円
六十三 会社の電子公告に係る調査機関の登録		
商法第四百五十七条（調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円